

有 床 診 療 所 に つ い て

医療提供体制に関する意見中間まとめ
(平成 17 年 8 月 1 日 社会保障審議会医療部会)
関係部分抜粋

3. 医療計画制度の見直し等による地域の医療機能の分化・連携の推進

(4) 医療施設の人員及び構造に係る基準や規制等のあり方

- 入院機能を有する診療所（有床診療所）は、身近な場所で医療サービスを提供できる利便性のある医療機関として、地域の医療を支える一定の役割を果たしてきている。

病院と有床診療所に係る医療法に基づく諸基準の違い（48時間の入院期間制限や人員配置標準等）については、有床診療所の機能には、産婦人科・産科を標榜する有床診療所や病院と同様の専門的な手術を行う有床診療所、慢性期の患者を受け入れる有床診療所など、機能の異なる様々な診療所が存在することや、現に地域医療で果たしている役割を踏まえつつ、医療計画制度や診療報酬との関係や、20床以上と未満とで区分することの是非も含め、それぞれの機能に応じた適切なあり方を検討すべきである。